

公益社団法人青森県観光連盟入会及び退会に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人青森県観光連盟（以下、「連盟」という。）定款第5条の規定に基づき、連盟の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定め、会員の地位の安定を図ることを目的とする。

(入会手続)

第2条 連盟の会員になろうとする個人又は団体は、入会申込書（第1号様式）に、個人にあつては履歴書及び住民票（又は身分を証明する書類）、団体にあつては当該団体の定款及び登記事項証明書等を添付して、連盟に提出しなければならない。ただし、理事長が必要と認めたときは、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

2 連盟への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事会において決定する。

(1) 成年被後見人又は被保佐人でない者であること。

(2) 入会申込書及び添付された関係書類等から、会員としてふさわしい者と認められる個人又は団体であること。

3 理事長は、理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書（第2号様式）により、入会申込者に通知しなければならない。

(会員名簿)

第3条 入会者は、会員名簿（第3号様式）に登録する。

2 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(会費)

第4条 会費の金額及び納期に関する扱いについては、総会の決議により定める会費に関する規則によるものとする。

(退会)

第5条 会員は、退会届（第4号様式）を提出して、任意に退会することができる。

2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。

3 定款第9条及び第10条の規定により、退会以外の事由により会員の資格を喪失した場合については、前項と同様に会員名簿の登録を抹消する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、入会及び退会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、公益社団法人青森県観光連盟の設立の登記の日から施行する。

第1号様式 (第2条関係)

公益社団法人青森県観光連盟入会申込書	
私(弊社)は、貴連盟の会員として入会したいので、下記書類を添えて申し込みます。	
記	
1 入会希望時期	年度(年 月)
2 添付書類	
①	
②	
	年 月 日
	〒
	住所
	氏名(法人名・代表者名) 印
公益社団法人青森県観光連盟	
理事長	殿

第2号様式 (第2条関係)

公益社団法人青森県観光連盟入会決定通知書	
貴殿(貴社)は、本連盟の会員として、入会が認められたので通知いたします。	
年 月 日	
公益社団法人青森県観光連盟	
理事長 印	
氏名(法人名・代表者名)	殿

(注) 入会が認められなかった場合も本様式に準じて通知書を作成すること。

